

時事新報

明治廿七年五月廿四日 木曜日
 舊曆甲午年四月二十日 (丙寅)
 出版時間 午前八時 午後二時 午後七時
 印刷時間 午前七時 午後三時 午後八時
 電話 千八百九十四年
 發行所 東京市本町三丁目
 電話 千八百九十四年
 電話 千八百九十四年

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり
 時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

金氏追悼義金

義に本社が故金玉均追悼の爲め廣く世間に募集したる
 義金は
 總計 九十八圓六十錢五分
 以上して昨二十三日京橋區南橋町交詢社内設置せる金
 氏友人有志會に交付し金氏追悼の費用に供せん事を請
 求したり其消費の細目は同會の報告を得て更に本紙に
 掲載すべし

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物
 價の報告あり其代價は左の如し
 時事新報定價(府外運送には此他後に)
 一 號 貳圓五錢 一箇月 前金五拾錢 〇三箇月 前
 金壹圓四拾五錢 〇六箇月 前金貳圓八拾五錢 〇一箇
 年 前金五圓六拾錢 〇月曜日休刊(此他大祭祝日年
 始年末等一切休刊セズ)
 前金 一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻す
 る事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の
 前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報運送料

一 日本國內並に朝鮮京城、仁川、釜山、元山、津
 浦、南浦、元山、中央亞米利加、米國若くは加奈院を
 經て郵送する歐洲各國 一箇月 金六拾錢
 三 北米合衆國、英領加奈院、布哇諸島 一箇月 金三拾錢
 四 香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸島、濠
 洲 一箇月 金六拾五錢
 五 露領滿洲、清國諸港 一箇月 金三拾五錢

時事新報廣告料(附定)

一 行 一 付 十三號 十一號 十號 五號
 一 行 一 付 十三號 十一號 十號 五號
 一 行 一 付 十三號 十一號 十號 五號

本社(寄稿)付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より
 各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を
 擴張するより各社同一の記事を描ぐるものと算からず獨
 り時事新報社に社員並に通信員の多きを以て斯類の社
 に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通
 信社にへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信
 する方多きが如し爲めに進行を阻む生じたる場合も算か
 らざれば本社に記事論議を寄稿せんとする方は直ちに
 本社に何れを要するらんことを請ふ
 時事新報社に達したる投書の内容は凡て寄稿者に返戻
 せず又本社に保存せず

官設鐵道拂受の計畫

官設鐵道を政府より拂受けて一方には從來の規模を擴
 げ一方には未成鐵道の達成を謀り日本の鐵道事業を
 して社會の進歩に伴はしめんとす計畫あるよしは過日
 の報にも屢々記したる如くにして資本の概算を開

くに既設鐵道の買受代三千六百萬圓、改良の爲め復線
 の敷設、車輛の増加、停車場の擴張、費等、一千四百七
 十萬圓、新設の敷設費四千八百五十萬圓、合計凡そ一
 億萬圓にして現在官設の収益は七兆餘に相當すれども
 此計畫に従へば資本總額に對して凡そ五兆の割合なる
 可しと云ふ面して右の計畫には別に發起人と云ふ可
 きのなく此程より實業社會の有力者中に其説を生じ
 て世間に之を賛成するもの少なからず傳へ又傳へて意
 見に意見を加へ遂に設計やうの形を成したるものにし
 て何れ處から發起人も定まり詳細の計畫を立てし出
 願の運びに至るふと云ふならん本來事の思付きは有力者
 間に出でたる者なりと云ふ(其人々の者は其だ深泊に
 して自家の富利の爲にせんとするに非ず一億の資本、
 むれを三五名の富家にて引受くるは敢て難きに非ざ
 るべし斯くては社會公共の事業を少數者の手に專有
 するの姿にして其だ面白からず本來の目的に反するも
 のなればとていよいよ出願の運びに至るまでには非
 常に發起人の數を多くするのみならず其株の如きも一
 人にて多數を所有するふとを避け例へば資本金一億萬
 圓を一株百圓に分ちて都合百萬株とすれば一人に付き
 一株づつ所有せしめ百萬人の株主を募集するが如き趣
 向として富家有力者は唯その事を發意したるのみにて
 自から株主と爲らざるも宜し或は都合に任せ之を引受
 けても苦しからずとて其邊には特に重きを置かざるも
 のなりと云ふ現官設鐵道の有様を如何と云ふに數年前
 までは私設鐵道に比すれば百般の用意頗る盡みて事
 充分に過ぎたるやの世評もなきに非ざりしが近年來商
 賣實業の發達進歩は運輸交通の繁榮を致して鐵道の乘
 客貨物非常増加し今日の鐵道の仕組にては實際運賃に
 容易ならずして隨つて苦情も多きのみか此割合にます
 ます増加して明年にも至らば鐵道の當局者が如何苦
 心しても到底力に及ばずして乗客も荷物も謝絶するの
 外なかる可しと云ふ斯る事相を來したるは民業の進
 歩と官設鐵道の進歩と兩々相伴はざるが爲めにして
 當局者に於ても其邊に心付かざるに非ず例へば東海道
 の線路を擴張せし車輦の數を増加し停車場の規模を
 擴張するが如き目下の急にして其事甚だ易く今日の有
 様にては收支の計算も明に立つるとなれば如何せん
 官の事業は會計法の規定に據らざるを得ずして官線の
 収入の如き如何に利益あるも其益金は一厘一毛の微も
 一切國庫に收めて事業の擴張に使用するを得ず若し擴
 張せむれば時に之を算計算に算して議會の承認を
 求るの成規なるに議會は例の通りにして算計の成立さ
 へも甚だ覺束なきのみか假令以て成立するも政治一
 偏の議論流行の議會に於ては擴張費の如き到底通過の
 難い可らず發議するも事ろ野暮なれど差控え
 居る次第なりと云ふ左れば當局者も決して今の鐵
 道の進歩するに非ず實際官設の有様は外より見ても氣
 の毒の至りなれば左ればとて自然の成行に一任する
 ときは到底擴張の見込はなくして乗客貨物はますます

増加して山を成すも之を運搬するの道を待す一般人民
 の迷惑は申す迄もなく之が爲めに商賣實業の發達を妨
 ぐる其影響は國家經濟上に於て決して看過す可きに非
 ず左れば今度の計畫は此邊の事情止むを得ざるに發
 したるものにして當局者の反對のなきのみか却て其所
 望なりと云へば議會に於ても異議はなきとなる可し
 本來鐵道事業の如きは政府にて營業す可き性質のもの
 に非ず或は政府の營業にても着々歩を進めて其だしき
 不便も見れば恕す可しと雖も前述の如き事情にて到
 底望なき上から民間に斯る計畫あるを此上もなき
 幸なれ速に其出願を許して之を實にせしめん
 我輩の敢て報告する所なり或は一億圓の金は小額に
 非ず今の日本の富家は之を辨するに難からずとするも
 斯る大金を鐵道の資本に固着せしむるときは社會の金
 融上に一大變化を起す可らずとの掛念もあらんかなれ
 ども我輩の所見を以てすれば決して其邊の掛念なしと
 云ふ理由は外ならず政府が鐵道を賣り一億の金を着手
 して其處分を如何す可きやと云ふに目下別に使用の目
 途もあらざれば差當り公債償還の策に出るふとなる
 可し左れば結局を云へば民間にて公債を所有するもの
 は政府より償還を受けたる其金を鐵道の資本に投ず
 るの順序と爲り一億の金は唯官民の間を循環するの
 み金融上には毫も變化を呈せずして事の圓滑なる可
 きは我輩の儘に保證する所なり

雜報

條例改正同盟新聞の陳情書

正案は一昨日を以て衆議院を通過せしに依り條例改正
 同盟新聞にては連名の上同日貴族院議員一同へ向け左
 の陳情書を送附せり

陳情書

謹んで貴族院議員諸君に白す現行の新聞紙條例は八
 年以前の制定に係り立憲政治の今日に於て不適當の
 條項少しとせず特に該條例第十九條の發行停止は種
 種の理由に於て最も不適當なるものと殆ど今日の日
 論にして行政當局者を除くの外何人も承認する所な
 り思ふに諸君の公明なる亦た既に該條の改むべきを
 熟知せられんや然りと雖も某等猶ほ諸君の公明に
 訴へざるべからざるものあり

新聞紙の發行停止は法律として如何なる目的に出づ

乎此の點に付ては某等竊に思ふ當局者は二重の解
 釋を有するが如し其の一は豫防の目的を以て之を行
 ふると其の二は懲罰の目的を以て之を行ふると此の
 二重の解釋を以て發行停止の必要を主張するものと
 の如し某等敢て當局者に向て抗論を爲すにあらざる
 雖も今諸君に陳情するに臨み少しく卑見を布き諸
 君の參考に供せざる可らず

豫算委員の豫算

又乙號の諸川修繕費
 求を是認する事あり
 省の受持にして

豫算委員の豫算

又乙號の諸川修繕費
 求を是認する事あり
 省の受持にして

第四款 土木監督費	第一項 陸路及陸路	第一項 陸路及陸路
第一項 陸路及陸路	第一項 陸路及陸路	第一項 陸路及陸路
第二項 海路	第二項 海路	第二項 海路
第三項 航空	第三項 航空	第三項 航空
第四項 船舶	第四項 船舶	第四項 船舶
第五項 港務	第五項 港務	第五項 港務
第六項 航運	第六項 航運	第六項 航運
第七項 航運	第七項 航運	第七項 航運
第八項 航運	第八項 航運	第八項 航運
第九項 航運	第九項 航運	第九項 航運
第十項 航運	第十項 航運	第十項 航運
第十一項 航運	第十一項 航運	第十一項 航運
第十二項 航運	第十二項 航運	第十二項 航運
第十三項 航運	第十三項 航運	第十三項 航運
第十四項 航運	第十四項 航運	第十四項 航運
第十五項 航運	第十五項 航運	第十五項 航運
第十六項 航運	第十六項 航運	第十六項 航運
第十七項 航運	第十七項 航運	第十七項 航運
第十八項 航運	第十八項 航運	第十八項 航運
第十九項 航運	第十九項 航運	第十九項 航運
第二十項 航運	第二十項 航運	第二十項 航運
第二十一項 航運	第二十一項 航運	第二十一項 航運
第二十二項 航運	第二十二項 航運	第二十二項 航運
第二十三項 航運	第二十三項 航運	第二十三項 航運
第二十四項 航運	第二十四項 航運	第二十四項 航運
第二十五項 航運	第二十五項 航運	第二十五項 航運
第二十六項 航運	第二十六項 航運	第二十六項 航運
第二十七項 航運	第二十七項 航運	第二十七項 航運
第二十八項 航運	第二十八項 航運	第二十八項 航運
第二十九項 航運	第二十九項 航運	第二十九項 航運
第三十項 航運	第三十項 航運	第三十項 航運
第三十一項 航運	第三十一項 航運	第三十一項 航運
第三十二項 航運	第三十二項 航運	第三十二項 航運
第三十三項 航運	第三十三項 航運	第三十三項 航運
第三十四項 航運	第三十四項 航運	第三十四項 航運
第三十五項 航運	第三十五項 航運	第三十五項 航運
第三十六項 航運	第三十六項 航運	第三十六項 航運
第三十七項 航運	第三十七項 航運	第三十七項 航運
第三十八項 航運	第三十八項 航運	第三十八項 航運
第三十九項 航運	第三十九項 航運	第三十九項 航運
第四十項 航運	第四十項 航運	第四十項 航運
第四十一項 航運	第四十一項 航運	第四十一項 航運
第四十二項 航運	第四十二項 航運	第四十二項 航運
第四十三項 航運	第四十三項 航運	第四十三項 航運
第四十四項 航運	第四十四項 航運	第四十四項 航運
第四十五項 航運	第四十五項 航運	第四十五項 航運
第四十六項 航運	第四十六項 航運	第四十六項 航運
第四十七項 航運	第四十七項 航運	第四十七項 航運
第四十八項 航運	第四十八項 航運	第四十八項 航運
第四十九項 航運	第四十九項 航運	第四十九項 航運
第五十項 航運	第五十項 航運	第五十項 航運